

国立国語研究所における人を対象とした研究に関する倫理規程

平成26年10月22日

国語研規程第72号

改正 平成27年3月31日

改正 令和3年4月30日

改正 令和3年10月14日

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、国立国語研究所研究倫理指針に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の研究者が行う研究のうち、人を対象とする研究（以下「研究」という。）に関して必要な事項を定め、研究が倫理的及び社会的観点から適正に実施されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 研究所の研究教育職員のほか、研究所において研究活動に従事する者をいう。
- (2) 人を対象とする研究 人を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報及びデータ等を収集して行う研究をいう。
- (3) 研究責任者 研究に関する知識及び経験を有し、かつ研究計画を立案し当該研究の実施について責任を負う研究者をいう。
- (4) 対象者 研究のために、個人の情報およびデータ等を研究者に提供する者をいう。

(研究の実施)

第3条 研究者は、研究を実施する際には「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範」及び「国立国語研究所研究倫理指針」に照らし、その研究倫理や研究実施手続き等の適切性を確認し、確保しなければならない。

(審査の申請手続)

第4条 研究責任者は、研究を実施しようとする場合は、あらかじめ研究倫理審査申請書（別紙様式第

1）に必要事項を記入し、所長に審査を申請しなければならない。承認を受けた研究計画を変更しようとする場合及び第6条第2項第3号による再申請の場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、その研究の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者の人権保護に欠けるおそれが高いことから、研究倫理審査申請書の提出を不要とする。

- (1) 委員会で承認された研究により取得された情報を、当初の承認を得た研究目的の範囲内で、二次的に利用する調査研究等
- (2) 既に取得された情報（研究者が他機関で取得した情報も含む。その情報が研究目的以外である場合には、その情報を研究に用いることについて対象者から了解を得ているものであること）であって、個人が特定されない状態となった情報を適切な手続きを経て譲渡を受け、二次的に利用する調査研究等
- (3) 既に公開された情報を利用する研究
- (4) 結果が単独で公表されることのない本格的な研究開始前の予備的研究であり、明確な反証検証を行わない、対象者が研究グループのメンバーであるなど、リスクが軽微な研究であり、対象者のリスクや威圧、個人情報保護等に適切に配慮した研究

3 委員会は、第1項の審査の申請があったときは、審査を行うものとする。

(審査基準)

第5条 審査における基準は、この規程に定めるもののほか、関連する法令（調査実施地域等における法令その他を含むものとする。）及び所轄庁の指針等によるものとする。

(審査の判定)

第6条 所長は、委員会の議を経て、その審査の判定を行う。

2 前項の規定による審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 修正の上再申請
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 前項の規定による判定区分のうち、第1号及び第2号の場合は、研究を実施することができる。ただし、第2号の場合は指示された条件に従わなくてはならない。

4 所長は、第1項の規定による審査の判定を行ったときは、その結果を研究審査結果通知書(別紙様式第2)により研究責任者に通知しなければならない。

(再審査)

第7条 研究責任者は、審査の判定に異議があるときは、異議申立書(別紙様式第3)により再審査を求めることができる。

2 所長は、前項の異議申立書を受理したときは、前条を準用して再審査を行うものとする。

3 所長は、再審査の判定を行ったときは、その結果を研究再審査結果通知書(別紙様式第4)により研究責任者に通知しなければならない。

(報告)

第8条 研究責任者は、承認を得て実施した研究が完了した場合は、研究完了報告書(別紙様式第5)を所長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、人を対象とする研究に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

研究倫理審査申請書

所長 殿

〔研究責任者〕

所属・職名

氏名

国立国語研究所における人を対象とした研究に関する倫理規程第 4 条第 1 項に基づき、下記のとおり研究計画についての審査を申請（新規・計画変更）します。※（ ）内、新規または計画変更を残し、不要な一方を削除してください

記

研究課題名	
研究期間	※審査より前の期間を調査開始時期とすることはできません
経費支出元 プロジェクト名	※経費支出元となるプロジェクト名（予算・研究代表者）を記入してください ※科研費の場合は研究代表者、課題番号、交付期間を記入してください
研究の 意義・目的	※人を対象とする調査や実験を行う意義・目的を記入してください

<p>研究方法</p>	<p>※調査をどのくらいの規模（対象者数）で実施するのか記入してください</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査（実験）項目 2. 調査方法 3. 収集方法 4. 研究対象者の拘束時間、謝金等 ※インフォーマント謝金単価は 1,000 円/1 時間です。（国立国語研究所会計業務実施要項 別表 7（第 2 2 条第 1 項関係））この範囲を上回る謝金の場合は経理責任者と協議のうえ、特別単価設定が必要です。（国立国語研究所会計業務実施要項 第 2 2 条第 3 項） 5. 情報の収集場所
<p>研究成果の 公表方法</p>	<p>※研究成果公表時にどのような情報をどのように公開するのか（公開方法と収集した個人情報の処理も含めて）などを具体的に記載してください。個人情報を公開する場合、その必然性があり、研究対象者の了承を得ていることを記載してください。</p>

(5) 研究対象者からインフォームド・コンセントを受ける方法

(説明文書、同意文書を添付すること)

1 手続きの方法

- ①対象者から文書によるインフォームド・コンセントを得る
- ②対象者および代諾者から文書によるインフォームド・コンセントを得る
- ③代諾者から文書によるインフォームド・コンセントを得る
- ④その他

具体的な方法：

理由：

2 説明の方法

- ①個別に文書を添えて口頭にて説明する
- ②集団で文書を添えて口頭にて説明する
- ③文書の配布のみで口頭による説明はしない

理由：

- ④文書は配布せず口頭のみで説明をする

理由：

(6) この研究によって生ずる研究対象者の不利益及び危害の可能性

- ①研究対象者に不利益及び危害の可能性はない
- ②研究対象者に不利益及び危害の可能性はある

具体的に：

※研究対象者を長時間拘束する場合や特別の器具を身体に装着する場合などでは「②不利益等の可能性はある」にチェックし、その対処方法を記載してください

【例】ヘッドフォンにより音声を聞かせる際に危害が加わる可能性があるため、音量に十分注意して安全なレベルで実験を行う。

【例】不利益や危害の可能性はないが、適宜休憩を取りながら行う。

研究審査結果通知書

殿

国立国語研究所長
(公印省略)

年度第 回研究倫理委員会(年 月 日開催)の意見を踏まえて、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

研究課題名	
判定	承認 条件付き承認 修正の上再申請 不承認 非該当
意見	(承認の条件、修正の上再申請の理由、不承認の理由、非該当の理由等)
備考	

年 月 日

異 議 申 立 書

国立国語研究所長 殿

〔研究責任者〕 所属・職名
氏名

年 月 日付けで通知のありました判定結果について異議がありますので、再審査を要請いたします。

記

研 究 課 題 名	
異 議 内 容	
理 由	

※異議の根拠となる資料を添付すること。

国語研研支第 号
年 月 日

研究再審査結果通知書

殿

国立国語研究所長
(公印省略)

貴殿から異議申立てのあった研究課題「
」の研究計画について、再審査の結果、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

判 定	
理 由 等	

研究完了報告書

国立国語研究所長 殿

〔研究責任者〕 所属・職名
氏名

国立国語研究所における人を対象とした研究に関する倫理規程第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

研究課題名	
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研究場所	
研究の概要及び成果	
研究対象者の最終的状況	
研究の問題点及び反省点	